



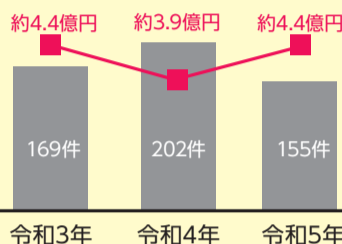
電話^{de}詐欺に注意

松戸市内で電話de詐欺の被害が多発!

令和5年中の電話de詐欺被害は、被害件数155件、被害額約4.4億円(昨年比約5000万円増)と、依然として高齢者を中心に高い水準で発生しています。

「私はだまされない」と思っても、巧妙な手口でだまされる事例が後を絶ちません。正しい知識と対策を身に付け、被害に遭わないようにしましょう。

詐欺件数や詐欺金額の推移



令和5年中の松戸市内の電話de詐欺被害は **155件** 約**4億4,000万円**

松戸市で多い詐欺の手口

1 オレオレ詐欺



息子・娘や孫を名乗り、「携帯電話をなくした」「会社のお金を使ってしまった」などとトラブルを口実にお金を要求する手口です。

- 一人で判断しない!
- 一度電話を切って誰かに相談を!



2 預貯金詐欺・キャッシュカード詐欺盗難



警察官や市の職員、銀行員などを名乗り、「口座が犯罪被害に遭っている」などと電話をかけ、自宅に訪問して通帳やキャッシュカードをだましとろうとする手口です。

- 警察官、市の職員、銀行員などが自宅を訪れ、通帳やキャッシュカードを預かることはありません!



3 還付金詐欺



市の職員などを名乗り、「払いすぎた保険料の還付金がある」という内容でATMに行かせて操作をさせ、現金をだましとろうとする手口です。

- 市の職員が返金や還付金のためにATMで手続きをさせることはありません!



電話de詐欺は「電話de対策」!

被害に遭わない一番の方法は「犯人と直接話さない」こと!

自宅の電話機にひと工夫して詐欺を撃退!

通話内容を録音する機器の設置を市が支援します

電話de詐欺撃退機器

市ではヤマト運輸(株)が運営するネコサポステーションに委託し、自宅の固定電話機に接続して詐欺を対策する電話de詐欺撃退機器(自動通話録音機)を有償で設置します。



電話de詐欺撃退機器

録音時間 最大60分

対象 市内在住の市税を滞納していない65歳以上がいる世帯

費用 2,000円(設置時のみ)

申 電話でネコサポコールセンター ☎0120-5454-25または、直接ネコサポステーション(ミケ月店・テラスモール松戸店)へ

簡易型自動録音機(録音チューブ)

無料

自宅の固定電話の受話器に自分で貼り付けます。

録音時間 最大5分

対象 市内在住の70歳以上

配布場所 市民安全課または各支所窓口



受話器をとるとセンサーが作動し、警告音が流れます。

録音中は右下が赤く点灯します。

再生ボタンを押すと通話内容が再生されます。

相談窓口

- 電話de詐欺相談専用ダイヤル 千葉県警察本部 ☎0120-494-506(平日8時30分~17時15分)
 - 相談サポートコーナー 千葉県警察本部 ☎#9110(平日8時30分~17時15分)
- ※犯罪被害や警察全般に関する相談などに対応。

- 松戸警察署 ☎047-369-0110
- 松戸東警察署 ☎047-349-0110
- 松戸市役所市民安全課 ☎047-366-7285 (平日8時30分~17時)

緊急時は110番!



こんな犯罪が増えています

自転車盗難

令和5年中の市内自転車盗は647件(前年比85件増)と依然として被害が多発しています。防犯意識を高め被害を防ぎましょう。

3つの対策

いつでもどこでも鍵をかける

わずかな時間でも、自転車から離れるときは鍵をかける習慣をつけましょう。自宅鍵をかけずに停めていた自転車が盗まれるケースが急増しています。自宅、学校、駐輪場などでも、油断せずに鍵をかけましょう。

鍵は2ロック

自転車を盗もうとする者は、犯行時間が長引くことを嫌がります。備え付けの鍵の他に、ワイヤー錠やU字ロックなどを使用して、2種類の鍵をかける「2ロック」にしましょう。



防犯登録をする

「自転車防犯登録」は、自転車利用者の義務です。必ず登録(自転車販売店)しましょう。盗まれた自転車の早期発見、返還に役立つだけでなく、盗まれにくくなります。

空き巣

最近、市内の空き巣や忍び込みなどの侵入盗被害が増加しています。泥棒はあなたの隙を狙っています。家を留守にするときはもちろん、寝ているときや在宅中であっても施錠するなど、隙をつくらないようにしましょう。

3つの対策

すぐできる防犯対策

ごみ出しなど短時間の外出でも鍵をかけましょう。家にいるときも玄関や人がいない階の窓は鍵をかけましょう。

有効な防犯対策

防犯フィルムや補助錠を窓に設置しましょう。センサーライトや防犯カメラを設置して対策しましょう。

地域で防ぐ防犯対策

長時間留守にするときは、近所で声を掛け合しましょう。地域パトロールで、犯罪を発生させないまちをアピールしていきましょう。

日頃から
ご近所同士で交流を
持つことは、被害防止に
役立ちます。



毎月15日は犯罪ゼロの日キャンペーン

防犯対策グッズを配布しています

市・防犯協会・警察が連携して、毎月15日(15日が休日の場合はその前の平日)に公園などで「犯罪ゼロ」を目指した防犯・交通安全キャンペーンを実施しています。

最新の犯罪手口に関する防犯講話の他、自転車用ひたたくり防止かごカバーの取り付けや防犯対策グッズを配布しています。ぜひお越しください。

※キャンペーンの開催情報については、市ホームページまたは「広報まつど」毎月1日号に掲載しています。

※かごカバーは、カバーを取り付ける自転車由来の人へのみ配布します。

時間 10時～10時30分 会場 市内の公園など(雨天中止) 定員 先着100人(1人1個)



市ホームページ



松戸市の

犯罪発生マップを作成しています

市では、松戸警察署・松戸東警察署から提供された情報に基づき、「松戸市犯罪発生マップ」を作成しています。

市全体の犯罪発生状況の他、地域や地区ごとの発生状況を確認できます。町会などの掲示板や市ホームページで見ることができますので、お住まいの地域の犯罪傾向を知り、防犯対策に役立てましょう！



市ホームページ

3月は「子どもを見守るパトロール強化月間」です

卒業や入学(進級)、引っ越しなども多いこの時季は、子どもたちの生活や行動範囲などが変わりやすくなります。

まちの安全は、地域の多くの方々の活動や市民一人ひとりの協力で支えられて実現します。普段の生活と見守り活動を組み合わせて、地域で子どもたちの安全を守りましょう！

例えば...

通勤時に通学路付近を通ったり、ジョギング、犬の散歩、買い物などで外出したり、庭の花への水やりなど屋外作業をする際には、子どもの行動時間帯に合わせるなど



防犯活動用品を無料で貸し出します

市では、5人以上で防犯活動を行っている団体に防犯用品を貸し出しています。詳細は市ホームページをご覧ください。



貸与用品

- 防犯のぼり旗
- 青色回転灯(着脱式)
※青色回転灯を車両に装着する場合は警察の許可が必要です。
- 車両用マグネットシート
- 防犯パトロール用たすき、反射ベスト(青)、腕章、誘導灯(青)

申請に必要な物

- 申請書 ●活動計画書 ●実施者名簿
 - 車両の車検証の写し(車両用マグネットシートまたは青色回転灯を申請する場合のみ)
- 申 申請書類は直接市民安全課へ



松戸市安全安心メールに登録しましょう

市では、市内に発生した犯罪・災害情報などをEメールで配信しています。防犯対策などの情報収集手段として、ぜひご登録をお願いします。



配信内容

- 犯罪 ●交通安全 ●不審者 ●防災
 - 火災・救助 ●災害 ●大気環境
 - 生物 ●行方不明高齢者
 - 感染症関連(新型コロナウイルス関連情報を含む)
- ※受信する内容は選択できますが、緊急性の高い情報は、登録している全ての人に配信します。

登録方法

- 1 右記の登録サイトにアクセス
- 2 空メールを送信
- 3 送信後に本登録用のメールが届く
- 4 案内にしたがって本登録

※迷惑メール拒否設定をしている場合は、事前に「@sg-m.jp」ドメインからの受信を許可してください。



市民参加型街頭防犯ネットワークカメラの設置者を募集しています

市内の皆さんのご自宅や事業所に、お使いのインターネット環境を利用した防犯カメラを設置し、住宅街などの治安向上を図ります。設置者には、工事費やカメラなどの機器類の費用を補助します。詳細は市ホームページをご覧ください。



参加条件

- 撮影対象は公道
- 設置場所に高速インターネット回線(光回線など)を開設している
※回線によっては不可の場合あり。
- 近隣に居住する人などへ設置の承諾を得ている
- 市税の滞納がない

補助額

- 一般(町会・自治会、個人など): **上限30万円**
- 企業(カメラ設置場所の住所地に商業登記がある場合): **上限20万円**

※設置者は画像を閲覧することはできません。
 ※撮影された画像データは市で管理する録画サーバに記録され、法令に基づく照会などを受けた場合を除き、外部に提供することはありません。
 ※設置を希望する場合は、工事などを行う前に電話またはメールで市民安全課までお問い合わせください。



マナーを守る人の住むまちへ

市では、犯罪やめいわく行為が起こらない住みやすいまちを目指して「松戸市安全で快適なまちづくり条例」を制定しています。安全で暮らしやすいまちを実現するためにみんなでマナーを守るよう心がけましょう。

市内全域の公共の場所で禁止されている迷惑行為

- ポイ捨て ●落書き ●犬・猫のふんの放置
- 置き看板などを道路に置く行為
- ピンクビラの掲示、配布
- 通行を阻害して行う営利目的の路上宣伝行為
- 客引き行為など

重点推進地区

松戸駅・新松戸駅・八柱駅
東松戸駅・北松戸駅・馬橋駅
北小金駅の各駅周辺

地区内の公共の場所での喫煙は禁止されています。喫煙またはポイ捨てをした場合、直ちに過料2,000円が適用されます。歩きたばこは周囲の歩行者にやけどを負わせたりするなど大変危険ですので絶対にやめてください。



客引き行為等禁止特定地区

松戸駅・新松戸駅・八柱駅の各駅周辺

相手方を特定し、積極的に客を誘う客引き行為や、サービスへの従事に誘い込むスカウト行為などは、条例で禁止されています。客引き行為などをしていない旨を宣言した地区内の飲食店などには、「客引きしない・させない宣言店」ステッカーが貼られています。



自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう！

令和5年4月1日より、道路交通法の一部が改正され、すべての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。自転車乗車中の死亡事故のうち、約6割が頭部に致命傷を負っています。交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要です。万が一の交通事故に備えて、ヘルメットを正しく着用し、大切な命を守りましょう。

ヘルメット着用
普及促進のため

自転車用ヘルメットの購入費用を補助しています



ヘルメットをまだ購入していない人はぜひこの制度をご活用ください！



市ホームページ

対象者

- 市内在住の市税を滞納していない人（18歳未満の申請は保護者から）
- この制度で補助を受けたことがない人

対象ヘルメット

SGマークなどの安全基準を満たした3,000円(税込)以上の新品の自転車用ヘルメット

市内店舗のみ

補助金額

2,000円

申請方法

販売協力店で購入する場合

身分証明書をご提示のうえ、申込書に必要事項をご記入ください。

上記以外の場合

申請書と請求書に必要事項を記入し、市民安全課まで送付してください(同課または各支所の窓口でも受け付けています)。

持ち物

- ①本人確認書類の写し
- ②購入したヘルメットの写真
- ③領収書などの原本
- ④口座情報がわかるものの写し
- ⑤印鑑

※販売協力店などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

自転車のルール・マナーを守り安全運転を心掛けましょう！

正しい自転車のルールを理解し自転車を安全に利用しましょう。

自転車は道路交通法では軽車両に位置づけられており、事故を起こせば責任を問われ、自動車と同じように刑事的な罰則や民事的にも損害賠償請求をされる可能性があります。ルールを守り、自転車事故防止をしましょう！

ちばサイクルール

自転車に乗る前のルール

- ①自転車保険に入ろう
- ②点検整備をしよう
- ③反射器材を付けよう
- ④ヘルメットをかぶろう
- ⑤飲酒運転はやめよう

自転車に乗るときのルール

- ①車道の左側を走ろう
- ②歩いている人を優先しよう
- ③ながら運転はやめよう
- ④交差点では安全確認しよう
- ⑤夕方からライトをつけよう

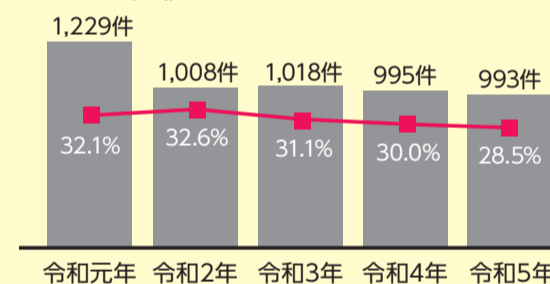


チーバくん

ちばサイクルールとは「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行を契機に、千葉県が自転車安全利用のルールを10項目にまとめたものです。

市内の自転車事故発生状況

松戸市内の過去5年間の交通事故発生状況を見ると、事故の件数自体は減少傾向にあるものの、自転車乗車中の事故は毎年交通事故全体の約30%を占める高い割合のまま推移しています。



特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)のルールが定められました

令和5年7月1日以降は、一定の基準に該当する電動キックボードなどについて、原動機付自転車の一類型である「特定小型原動機付自転車」が創設され、運転免許不要などの新しい交通ルールが定められました。

電動キックボードの車両区分、主なルール

	車両区分(道路交通法上の位置付け)		
	一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
運転免許	必要	不要(16歳未満の運転は禁止)	
速度制限	法定速度 30キロメートル	最高速度 20キロメートル以下 ※注釈1	最高速度 6キロメートル以下 ※注釈1
最高速度表示灯	不要	最高速度表示灯 緑色(点灯)	最高速度表示灯 緑色(点滅)
走行場所	車道	車道	車道、路側帯、 例外的に歩道も可
ヘルメット	必須	努力義務	
ナンバープレート	必須	必須	
自賠責保険	必須	必須	

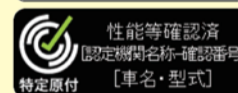
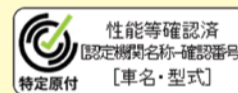
注釈1 速度抑制装置で制御されていること

公道を走行する前に確認を！

1
Check!

保安基準に適合していますか？

- 基準を満たしていない場合には公道を走れません。
- 基準適合を確認したのものには製造時に性能等確認済シールが貼られています。



2
Check!

特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)はナンバープレート(標識)の装着が必須です！

免許が不要な特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)も、ナンバープレートの装着が必要です。ナンバープレートの交付は、税制課や各支所で行っております。詳細は税制課☎047-366-7321までお問い合わせください。

3
Check!

自賠責保険の加入が義務づけられています

運行の際には加入時に配布される証明書を携行してください。

